

報告事項(1)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

米国財務会計基準審議会 (FASB) との第 1 回定期協議の概要

1. 日時 平成 18 年 5 月 18 日 (木) 9 時 30 分 ~ 17 時 00 分
5 月 19 日 (金) 9 時 00 分 ~ 12 時 00 分
場所 ASBJ 会議室
2. 出席者
FASB : Herz 議長、Crooch 委員、Bielstein ディレクター、川西国際研究員
ASBJ : 斎藤委員長、西川副委員長、石井委員、辻山委員、山田委員(19 日)、
秋葉統括研究員、豊田統括研究員、大澤専門研究員、新井専門研究員、石原研究
員ほかスタッフ 8 人
3. 議事内容
 - (1) 日本の企業会計制度の概要及びコンバージェンスに対する取組み
 - ASBJ から、以下の点について説明を行った。
 - 証券取引法及び会社法のもとでの開示制度
 - 我が国会計基準のヒエラルキー
 - ASBJ のコンバージェンスに対する基本的な姿勢
 - 会計基準の国際環境及び国内環境
 - 我が国会計基準の整備状況
 - コンバージェンスの緊急性
 - IASB との共同プロジェクトの最近の状況
 - IASB との共同プロジェクトの最近の状況では、市場参加者のコンセンサスを得ながら進めること、第 1 フェーズの検討状況、全体像アプローチにおける短期項目と長期項目、IASB-FASB の MOU の短期統合化項目以外の 11 項目について IASB から積極的なサポートの要請を受けたこと、概念フレームワークについては、討議資料の確定作業を行うと共に、IASB と FASB の検討に対して意見発信を行うことを説明した。
 - FASB からは、日本の証券市場に海外企業が上場する際の会計基準の差異の開示方法、我が国会計基準の整備に際して国際会計基準 (IFRSs) と米国会計基準のいずれの基準とコンバージェンスしているか (例えば、減損会計) 会計基準案についての市場関係者からの反対に対する対応等についての質疑があった。
 - (2) 日米間の会計基準の差異分析
 - ASBJ から、我が国の会計基準、米国会計基準、IFRSs の比較表にもとづき説明を行った。

報告事項(1)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

- 比較表では、会計基準間の差異を以下のように分類した。
 - 【Type A】米国会計基準と IFRSs はコンバージェンスしているが、我が国の会計基準が相違している項目（22 項目）
多くの項目について短期的に差異を解消するよう現在取組み中
 - 【Type B】我が国の会計基準と米国会計基準が同様の取扱いとなっており、IFRSs だけが相違している項目（21 項目）
日本では 90 年代後半から米国会計基準などの国際的な会計基準を十分に検討して開発を行ってきたためである。欧州証券規制当局委員会（CESR）の技術的助言における補完措置も、日米で共通する項目が多い。
 - 【Type C】我が国の会計基準、米国会計基準、IFRSs の 3 基準の取扱いがそれぞれ相違している項目（11 項目）
- FASB からは、比較表が今後の議論において有益であること、日本が米国の動向を考慮して基準開発を行っているのは、従来のカナダの状況に近いとのコメントがあった。
- その後、日本の無形資産の研究・プロジェクトの対象、自己創設のれん（及びこれに似た自己創設無形資産）に対する考え方等について意見交換を行った。

(3) 我が国会計基準の背景にある考え方（概念フレームワーク）

- ASBJ から、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」の説明資料にもとづき、以下の説明を行った。
 - ASBJ では、討議資料を基に、正式にオーソライズされた概念フレームワークを公表するためのプロジェクトを開始している。
 - 討議資料の体系は、米国及び IFRSs と同様に 4 つのペーパーから構成されているが、財務報告の目的を頂点として、他のペーパーはすべてこの目的との関係で位置付けている。
 - 財務報告の目的は、投資家が自己の責任で企業の価値を見積もる際、将来キャッシュ・フローを予測するのに有用な情報、すなわち投資の現在のポジション及び現在までの成果に関する情報を提供することにあるとしている。そこで重要なのは、企業の経営者が行うべきことは企業価値を評価して開示することではなく、事実の開示であり、企業の価値を見積もるのは、経営者ではなく投資家だということである。
 - 会計情報の質的特性に関して、最も重要なのは意思決定有用性である。しかし、実際に会計基準を作る上での指針としては抽象的過ぎるので、意思決定有用性をブレイクダウンして、意思決定との関連性、内的な整合性及び信頼性を、意思決定有用性を支える質的特性として示している。
 - 財務諸表の構成要素として、まず始めに資産及び負債を独立に定義している

報告事項(1)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

が、それは収益・費用からこれらの概念を定義しなかったためであり、資産や負債ないし純資産の情報、後で定義される純利益に関する情報よりも有用と考えているからではない。純資産やその増減を示す包括利益には、もともと資産や負債が持っていた以上の情報は含まれていないものと考えられている。なお、純資産は、報告主体の所有者に帰属し、純利益を生み出す投資の正味ストックにあたる株主資本と、その他の構成要素に分けている。

- 純利益は、資産及び負債の変動に加え、「リスクからの解放」、「報告主体の所有者への帰属」による加工を施した概念で、構成要素として定義している。こうした加工により、企業価値を見積もる上での情報価値が高まるものと考えられている。これは米国の概念書第5号でも earnings として説明され、実際に長らく用いられて投資家の支持を受け、多くの実証研究も、その情報の有用性を示唆している。
- 投資家は、投資の成果を測定してそれを事前の期待にフィードバックさせ、将来のキャッシュ・フローに対する予測を改訂しながら投資の意思決定を繰り返していく。それが、投資の成果を表す利益情報が企業価値評価に役立つメカニズムだと考えられる。事前に期待された成果との比較を重視する純利益の情報は、そのプロセスで重要な役割を果たすと思われる。
- 包括利益と純利益の両方を表示するためには、リサイクルのメカニズムが不可欠である。
- リスクは結果の不確実性であり、事実が決まれば消滅する。「投資リスクからの解放」は、投資の成果に対する事前の期待が事実に変化することをいう。投資には、事業から生成するキャッシュ・フローを期待した事業投資と、保有資産の値上がりを期待した金融投資とがある。会計処理を決める上で重要なのはそうした投資の性格であり、資産の形式ではない。例えば、子会社株式や関連会社株式は、形式上金融資産であるが、その投資の性格は事業投資である。
- その後、以下の点等について意見交換を行った。
 - 投資家の範囲 (Debt holder を含むのか)
 - 業績見通しの開示について
 - 意思決定有用性の評価をどのように行うのかについて
 - 基準設定前の情報価値の推定は難しいため情報ニーズや内的整合性にて対応、また事後の検証は実証研究の活用を検討
 - 「リスクからの解放」の意味と実務への適用の難しさについて
 - 経営者の意思に基づく事業投資と金融投資の区分とその線引きについて
 - 収益・費用の定義について (討議資料では純利益・少数株主損益を増減させるものと定義)

報告事項(1)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

- スtock・オプション会計（付与日測定と不行使による失効時の利益への戻入れ）
- 資産負債情報と投資家の意思決定との関係
- Cash Flow Allocation Model と資産負債評価モデル

(4) FASB/IASB との共同プロジェクトの状況

- FASB から、米国における国際的なコンバージェンスに関する考え方及び FASB/IASB との共同プロジェクトのうち以下の項目の状況について資料に基づき説明され、その後質疑応答を行った。
- なお、企業結合第 2 フェーズ及び財務報告の表示（業績報告）については翌日の相互理解のセッションにて意見交換を行うため、概要の説明のみ行なわれた。また、時間の都合により、負債と資本、公正価値測定、法人所得税（短期コンバージェンス項目）については、説明資料の配布のみとした。

米国における国際的なコンバージェンスに関する考え方

- FASB から、米国における財務報告の改善、会計基準の簡素化も含め 2002 年のノーワーク合意以降、IASB とのコンバージェンスを推進していること、また、政府、議会及び市場からサポートがなされていること、さらに、企業改革法（108 条）において、会計基準設定主体（FASB）が国際的なコンバージェンスの問題を考慮することが要求されていることが説明された。
- また、FASB から、SEC と欧州委員会(EC)の協議での IFRSs 採用企業の米国での差異調整表なしでの開示に向けたロードマップを受け、今年の 2 月に IASB と覚書（MOU）を結び、短期と長期にプロジェクトを分類して取り組むことが説明された。
- ASBJ からは、MOU の公表後、コンバージェンスの意味が、細部まで一致させることから、短期統合化項目は主たる原則をあわせ、長期統合化項目は共同で基準を開発するように変化したのか、また、今後の基準開発はすべて IASB と共同で行っていくのかという質問を行い、FASB からは、短期統合化項目は差異調整をなくす目的で、必ずしも基準そのものを同一にするのではなく、また、長期統合化項目のような主要な項目についてはできるだけ共同で基準を開発する予定であるとの回答があった。

概念フレームワーク

- FASB から、共通する高品質で原則ベースの会計基準の基礎となる共通の概念フレームワークの構築を目的として行っており、現在の定義の再検討（構成要素等）や FASB・IASB 双方のフレームワークにないもののギャップを埋める（報告企業等）を行っていること、スケジュールとして目的・質的特性から統一まで 8 つのフェ

報告事項(1)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

ーズに分けており、全体の完成は2012年ごろと考えているが、目的・質的特性はまもなく、構成要素は今年の後半か来年に、最初のデュー・プロセス文書を公表する予定であることが説明された。

- その後、主に日本側の懸念に関して以下の点を中心に意見交換を行った。
 - 暫定合意において、資産と負債の定義を短くし、現在の権利・義務としたことについて(過去の事象・取引を定義から削除している点について)
 - 構成要素の定義、認識、測定の関係について(構成要素、認識、測定のそれぞれの意味)。
 - 特に自己創設のれんについて、仮に資産の定義を満たすとしたときに、認識規準で認識対象としないとするのか。
 - 概念フレームワーク・プロジェクトをフェーズド・アプローチで進行しているが、全体としての整合性について。
 - 報告企業における、親会社説と経済的単一体説について。

収益認識

- FASB から、収益認識プロジェクトについて、以下の説明がなされた。
 - 収益認識は米国でもっとも複雑な基準の一つであるため、収益認識全般を包括する、統一的で原則ベースの基準を作成する予定である。
 - 3段階での指針を計画している。
 - レベル1では、収益の認識基準に「稼得」、「実現又は実現可能」という概念が入っている概念書第5号と、収益を「資産・負債」の変動によって定義している概念書第6号との整合性を図る。
 - レベル2では、あらゆる収益取引を対象とした、包括的な収益認識に関する基準を作成する。
 - レベル3では、少なくとも3つのタイプの分野(使用権、サービス、製品の納品)について一連の適用指針を作成する。
 - 資産・負債アプローチにより収益を認識すること、複合契約の会計単位については、顧客にとって効用があるかどうかという顧客の観点によるアプローチにより別個の会計単位として処理をすることが暫定合意されている。
 - 履行義務の認識・測定は、当初は収益契約を企業の観点から見て、履行義務を特定しそれらをすべて公正価値で測定するモデルを考えたが(IASBでは現在でもこのモデルを支持する理事が少なくない)、履行があってはじめて収益は認識されるべきという考え方から、顧客の観点から顧客対価金額に基づいて契約額を配分する考え方に変更した。
 - 収益の認識については、契約の履行につれて収益認識するという企業の観点と、履行義務が達成された時点という顧客の観点の中間の、契約を履行し、

報告事項(1)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

対価を受け取る無条件の権利を得た時に収益を認識するというアプローチで暫定合意している。

- 今後の検討事項として、履行が完了しなかった場合の払戻しの扱い、履行債務の再測定のは非、契約資産の測定等の問題がある。
- 基本原則、概念的な指針に関する予備的見解の文書を、2007 年下期に公表予定
- その後、以下の点等について意見交換を行った。
 - 概念書 5 号及び 6 号との関係の整理の方向性について(概念書 5 号にある「稼得」と「実現又は実現可能」の再検討)
 - 履行義務の公正価値での測定について。
 - 会計単位への分解方法について。
 - 日本の「投資のリスクからの解放」の概念との共通点について。(投資を会計単位、リスクからの解放を無条件の権利に近いと見る)
 - 新しいアプローチと伝統的なアプローチでの収益認識時期について。

投資不動産

- FASB から、公正価値オプションプロジェクトでは第 1 フェーズで金融商品を対象とし、第 2 フェーズで投資不動産を含め非金融資産に対して適用するかどうかを今年後半から来年初頭に検討する予定であること、米国の不動産協会から意見を受けていること、同一事象に対してオプションを認めることになるため反対意見及び投資不動産が事業用資産と異なるとして賛成意見があることの説明があった。
- ASBJ から、IAS 第 40 号での投資不動産の規定に関する以下の疑問点を IASB に対して提示していること及び FASB に対して質問したい旨の説明を行った。FASB から、今後の FASB での審議及び ASBJ と FASB との定期協議での有用な検討材料である旨の回答があった。
 - 投資不動産の範囲に関し、FASB が IASB と同じ立場をとるか、あるいは範囲を狭めることを考えているのか(特に賃貸用不動産を対象に含めるのか否か)
 - FASB が投資不動産に対する公正価値オプションを導入した後、貸借対照表上原価評価される投資不動産について IAS 第 40 号のような時価情報の開示を要求するのか
 - 公正価値オプションを投資不動産に認める場合、投資不動産全てにその選択は適用されるか、個別の不動産ごとへの適用を認めるのか
- ASBJ から、金融投資に該当する不動産は時価評価することになるのが該当する場合がかなり限定されると考えていること、リスクからの解放の概念を用いて検討することになるとの説明を行った。

報告事項(1)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

株式発行費

- FASB から、負債・資本プロジェクトにおいて、新株発行費は、受領したサービスに対する対価なので、費用処理されるという暫定的決定がなされていること、今後コメントを受けての変更もありうるが、現時点では、暫定的決定を変えるつもりはなく、ボードに差し戻される予定もないとの説明があった。
- 負債・資本プロジェクトは、2007年に予備の見解、2008年に公開草案の公表を予定している。

(5) 相互理解

業績報告

- ASBJ から、以下の点について説明を行った。
 - 利益情報の役割として、将来 CF の情報は、財務諸表のユーザーが企業価値を推定する場合に役に立つ。また、将来 CF の推定には過去の CF よりも過去の profit の方がより役立ち、過去の profit の中では包括利益の概念より純利益の概念の方が役立つと考えられている。
 - 純利益に関し、ここでは、範囲ではなくタイミングの問題を取り扱っている。純利益は、投資のリスクから解放された成果であり、投資家の意思決定プロセス及び企業評価プロセスと整合する概念である。すなわち、事前の期待が事後の成果で確認されることにより期待が改訂されるという行動と合致しており、投資の回収成果という特徴がある。
 - ASBJ では、業績報告プロジェクトは認識・測定に関する問題であり、単なる表示の問題ではないと言ってきた。すなわち、収益・費用は純利益と結びついており、inter-temporal transfer をもたらず項目の検討は、認識・測定に関する問題である。これは、FASB の概念書 (CON) 第 5 号の earnings の考え方に近いものであり、ASBJ は、今後の FASB と IASB との概念フレームワーク・プロジェクトにおいて定義していくべきと考えている。
 - リサイクリングとクリーンサープラスについて、ASBJ では、2 つのクリーンサープラス関係、すなわち、1 つは、純利益と株主資本、もう 1 つが包括利益と純資産が保たれることが前提となる。これらの 2 つの利益を示す場合には、リサイクリングが必要となる。これは、概念の異なる利益の同時表示とクリーンサープラス関係から、常に必要な措置である。
 - 業績報告プロジェクトのその他の項目のコメントとして、operating / financing という区分は、取引内容の性格の相違や傾向の把握などの面で、ユーザーにとって役に立つものと考えている。
 - 業績報告プロジェクトには、今後も適宜、コメントしていくつもりである。
- その後、以下の点等について意見交換を行った。

報告事項(1)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

- 将来の CF の推定に過去の CF よりも過去の profit (純利益)の方が役立つと主張する根拠について。
- 純利益以外の CF へのインパクトと純利益の情報価値。
- operating と financing の区分における純利益と所有者との関連付け。
- タイミングの異なる利益の概念としての純利益と包括利益。
永久の期間を考えれば、包括利益も純利益も合計は一致するが、リサイクリングのメカニズムが必要
- 業績報告プロジェクトの進め方について

企業結合第 2 フェーズ

- ASBJ から、以下の点について説明を行った。
 - 2005 年 6 月の IASB/FASB 共同プロジェクトによる企業結合第 2 フェーズに関する公開草案では、「経済的単一体説」に基づく会計処理が提案されているが、全世界的に反対が多いようであり、これは、日本だけでなく現在の米国会計基準や IFRS が「親会社説」を採っていることと関係していると考えられる。
 - ASBJ は、連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長線上に位置付ける「親会社説」の方が適当であると考えているが、「親会社説」の下でも「経済的単一体説」と同様の会計処理を導き出せるならば、概念を変えずに問題解決につながるため、より多くの関係者から理解を得られると考えている。
 - 「親会社説」と「経済的単一体説」の相違は、(1)連結財務諸表作成の表示、(2)子会社を 100%未満で取得した場合における「のれん」の認識、(3)支配の獲得及び支配の喪失の場合、(4)支配している場合における親会社持分が変動した場合について会計処理の相違となって現れる。
- その後、以下の点等について意見交換を行った。
 - 親会社の株主(親会社と子会社に対して請求権)と子会社の少数株主(子会社に対してのみ請求権)の性質の違い。
 - FASB 公開草案で提案されている非支配持分との取引に関する支配持分への影響を表示する追加的明細表、支配持分と非支配持分の区分の有用性と会計処理。
 - 利用者の中心である親会社の株主にとっての財務報告目的と一般目的の財務報告。
 - 少数株主持分の変動が親会社持分を変動させる場合の純利益への反映と、株主資本と純利益のクリーン・サープラス関係。
 - 負債と資本の定義の仕方について。

報告事項(1)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

(6) 次回の開催日程

今年 11 月上旬にノーウォーク（米国）で開催予定

以 上